

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第十号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため

の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年広島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二十七項」を「第五条第二十六項」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指

定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「支援する」の下に「ための」を加える。

第四十二条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

## 「第八章 共同生活介護

第一節 基本方針(第一百二十二条)

目次中 第二節 人員に関する基準(第一百十三条・第一百十四条) を「第八章

第三節 設備に関する基準(第一百五十五条)

第四節 運営に関する基準(第一百六条―第二百二十八条)」

削除」に、「第四節 運営に関する基準(第八十四条―第八十六条)」を

「第四節 運営に関する基準(第八十三条の二―第八十六条)」

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準

第一款 趣旨及び基本方針(第八十六条の二・第八十六条の三)

第二款 人員に関する基準(第八十六条の四・第八十六条の五)

第三款 設備に関する基準(第八十六条の六)

第四款 運営に関する基準(第八十六条の七―第八十六条の十二)」

十六章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第八十九条・第九十条)  
」を「第十六章 削除」に改める。

第五条第二項中「肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「利用者が」を「利用者が、」に改める。

第六条第一項中「者（以下この章）の下に「、第百八十六条の二及び第百八十六条の十第二項」を加える。

第七十条第一項第二号イ中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第八十九条第一項第二号中「第百十三条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第百八十一条第一項」を、「第百八十一条第一項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の下に「又は第百八十六条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「第百十二条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第百八十条に規定する指定共同生活援助」を、「第百八十条に規定する指定共同生活援助又は第百八十六条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等）」に改め、「指定共同生活介護事業所（第百十三条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）」を削り、「又は指定共同生活援助事業所」を、「指定共同生活援助事業所」に改め、「指定共同生活援助事業所（第百八十六条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第百八十六条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第三項第一号中「、第百十三条第一項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「規定する指定共同生活援助事業所」の下に「、第百八十六条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「、第百十二条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に「、第百八十六条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第九十条中「第七条」を「第四十七条」に改める。

第九十七条第二号中「第百十三条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は第百八十六条の四第一項に規定する外

部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第二百二条第一項中「及び第八十一条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第七十七条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第八章を次のように改める。

#### 第八章 削除

第十二条から第二十八条まで 削除

第四十三条の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第四十三条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第四十四条中「まで、第二十二條」を「まで」に、「まで、第十九條」を「まで」に改め、「第二十二條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び、「第十九條中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を

受ける者及び知事が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第百五十七条中「第二十二条、第二十三条」を「第二十三条」に、「まで、第百九十九条」を「まで」に、「及び第百三十四条」を「第百三十四条及び第百四十三条の二」に改め、「、第二十二條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「、第百十九条中「支給決定障害者が」及び知事が定める者に限る。）が」に、「以下この条において同じ。）が」を「」が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（前項に規定する知事が定める者を除く。）の」に改める。

第百八十条中「日常生活上の援助」の下に「、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援」を加える。

第百八十一条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活支援員 常勤換算方法で、障害支援区分及び利用者の数に応じて規則で定める数以上

第百八十二条を次のように改める。

（管理者）

第百八十二条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の業務に従事させ、又は他の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第百八十三条を次のように改める。

（設備）

第百八十三条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地等で利用者の家族及び地域住民と交流しやすい地域にあり、かつ、入所により一日を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテ

ライト型住居を設置する者により設置された当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に対する支援機能を有するもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならぬ。

4 共同生活住居の入居定員は、二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等に要する面積を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 入居定員は、一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等に要する面積を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第十四章第四節中第百八十四条の前に次の五条を加える。

（入退居）

第百八十三条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居により、日常生活上の支援を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び利用中と同様の援助を受けることができるようサービスの継続性に配慮し、退居に必要な手続等の支援を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者が退居するときは、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  
(入退居の記録の記載等)

第百八十三条の三 指定共同生活援助事業者は、利用者が入居又は退居をするときは、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、当該利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を受給者証に記載したときは、遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)  
第百八十三条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

#### 四 日用品費

- 五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

#### (指定共同生活援助の取扱方針)

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、援助を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質を評価し、常にその改善を図らなければならない。

#### (サービス管理責任者の責務)

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
  - 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、援助を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
  - 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質を評価し、常にその改善を図らなければならない。
- 第百八十三条の六 サービス管理責任者は、第百八十六条において準用する第五十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 利用申込者の利用に際し、当該利用者に係る他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
  - 二 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に応じて、利用者が



自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第百八十四条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第二項中「による」の下に「介護又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

い。

第百八十四条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第百八十四条の二 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定共同生活援助事業所、共同生活住居及びユニットのそれぞれの入居定員

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策に関する事項

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他事業の運営についての重要事項

第百八十五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該指定共同生活援助の生活支援員の行う業務の全部又は一部を他の事業者に委託することができる。

第百八十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助の生活支援員の行う業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第百八十五条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第百八十五条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百八十五条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第百八十五条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（協力を得ることができるとする歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

第百八十六条中「、第百十六条から第百二十一条まで、第百二十三条及び第百二十五条から第百二十七条まで」を「及び第百四十三条の二」に、「第百八十六条において準用する第百二十三条」を「第百八十四条の二」に、「第百八十六条において準用する第百八十八条第一項」を「第百八十三条の四第一項」に、「第百八十六条において準用する第百八十八条第二項」を「第百八十三条の四第二項」に、「第百八十八条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第百二十条第一項及び第百二十一条第一項中「第百二十八条」とあるのは「第百八十六条」と、第百二十一条第一項第三号中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「第百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。」

」に改める。

第十四章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準

第一款 趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第八十六条の二 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、指定共同生活援助事業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画(第八十六条の十二において読み替えて準用する第五十四条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。))の作成、相談その他の日常生活上の援助(第八十六条の四第一項において「基本サービス」という。))及び当該指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。))により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の支援(以下「受託居宅介護サービス」という。))を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第八十六条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者)

第八十六条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。))ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
- 二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又

はロに定める数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第八十六条の五 第八十二条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第八十六条の六 第八十三条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第八十六条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第八十六条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の当該利用申込者のサービスの選択に必要な重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条第一項の規定により、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第八十六条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合には、当該受託居宅介護サービスを提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者に報告させなければならない。

(運営規程)

第八十六条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、共同生活住居及びユニットのそれぞれの入居定員

四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- 六 入居に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策に関する事項
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営についての重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第八十六条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託するときは、その契約を、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、受託居宅介護サービスに係る業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第百八十六条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第百八十六条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第八十条、第八十二条、第百四十三条の二、第百八十三条の二から第百八十三条の六まで、第百八十四条及び第百八十五条の二から第百八十五条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条の十二において準用する第百八十三条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十六条の十二において準用する第百八十三条の四第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第百四十三条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び前項に規定する知事が定め

る者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第八十四条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。第十六章を次のように改める。

## 第十六章 削除

第八十九条及び第九十条 削除

附則第二条第一項第二号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第十条第一項及び第二項中「第二百二十二条第三項」を「第八十四条第三項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ(2)(イ)中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第三号イ中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第八十六条第四項中「第四十九条第一項第二号ロ及びニ、第七項並びに」を「第四十九条第一項第二号ニ及び」に改める。

附則第三条第二項中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十六

号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号イ(2)(イ)中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成二十六年四月一日前にいて既に行っていた第八条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。)第一百十二条に規定する指定共同生活介護(以下「旧指定共同生活介護」という。)の事業及び一体的に行われる旧指定障害福祉サービス基準条例第八十九条に規定する指定共同生活介護の事業等は、第八条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第八十条に規定する指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助」という。)の事業とみなす。

2 平成二十六年四月一日前にいて既に行っていた旧指定障害福祉サービス基準条例第八十条に規定する指定共同生活援助(以下「旧指定共同生活援助」という。)の事業は、新指定障害福祉サービス基準条例第八十六条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助」という。)の事業とみなす。

第三条 平成二十六年四月一日前にいて既に存していた旧指定共同生活援助の事業を行う事業所(以下「旧指定共同生活援助事業所」という。)について、新指定障害福祉サービス基準条例第八十六条の四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは「十」とする。

第四条 平成二十六年四月一日前にいて既に次の各号のいずれにも該当するものとして入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする旧指定共同生活介護の事業又は旧指定共同生活援助の事業を行っている者については、新指定障害福祉サービス基準条例第八十三条第一項(第八十六条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同日以後においても当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事



業等」という。)を行うことができる。

一 事業を開始する時点の旧指定共同生活介護又は旧指定共同生活援助の量が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十九条第一項の規定により定めるところとされている広島県障害福祉計画において定める必要な量に満たない地域であること。

二 当該入所施設の入所定員又は病院の精神病床の減少を伴うものであること。ただし、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム」という。）を共同生活住居とする場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について新指定障害福祉サービス基準条例第八十三条第二項から第九項まで（第八十六条の六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、新指定障害福祉サービス基準条例第八十三条第二項中「四人以上」とあるのは「四人以上三十人以下」とする。

第五条 地域移行型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供してはならない。

第六条 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活援助の事業を行う事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助

助の事業を行う事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から起算して原則二年以内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

第七条 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について新指定障害福祉サービス基準条例第八十六条又は第八十六条の十二において準用する第五十四条の規定を適用する場合にあつては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第六条に規定する期間内に同条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

第八条 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たつては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告するとともに、当該地域移行推進協議会から要望、助言等を聴取しなければならない。

第九条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、平成十八年十月一日前において既に入所施設又は病院の敷地内に存していた建物であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものを共同生活住居として旧指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、新指定障害福祉サービス基準条例第八十三条第一項（第八十六条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

第十条 指定共同生活援助事業者等が平成十八年十月一日前において既に存していた旧指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築又は改築その他の建物の構造を変更したものを除く。）であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものが満たすべき設備に関する基準については、新指定障害福祉サービス基準条例第八十三条第七項及び第八項（これらの規定を第八十六条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十八年九月三十日において当該事業所が満たすべき基準を満たすことをもって足りる。

第十一条 平成十八年十月一日前において既に存していた身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホームの建物（基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築又は

改築その他の建物の構造を変更したものを除く。)であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて行われる指定共同生活援助の事業等について、新指定障害福祉サービス基準条例第百八十三条(第百八十六条の六において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、当分の間、新指定障害福祉サービス基準条例第百八十三条第七項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上三十人以下」とし、同条第八項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設のうち旧精神保健福祉法第五十条の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームを除く。)を除き、当分の間、適用しない。